

第5版（令和3年10月1日現在）

**福島県地域医療介護総合確保基金事業補助金
（介護人材対策事業）に関するQ&A**

※このQ&Aは順次更新を行っていきます。第5版での修正点は赤字で記載しています。

目 次

1 全事業共通

問1	オンライン研修等の主催について	4
問2	オンライン研修等の主催時の補助対象経費について	4
問3	研修等の中止について	4
問4	新型コロナウイルス感染症対策のための物品購入について	4
問5	「go to キャンペーン」との併用について	4
問6	補助金の申請単位について	5
問7	同一内容での研修等の主催について	5
問8	パソコン・車いす等の物品の購入について	5
問9	委託料の経費計上について	5
問10	事業に必要な物品の調達について	6
問11	職員に対して支払った経費について	6
問12	講師の昼食代について	6
問13	事業の間接費用について	6
問14	申請前の事業について	7
問15	職員の立て替え払いについて	7
問16	派遣社員や出向職員について	7
問17	申請数や補助金額の上限について	7
問18	消費税及び地方消費税について	8

2 介護未経験者に対する研修支援事業について

問1	初任者研修主催における受講料の徴取について	8
問2	初任者研修の受講について	8
問3	初任者研修主催における経費の補助対象期間について	8
問4	実務者研修派遣における補助対象事業所について	9
問5	実務者研修派遣における補助対象者について	9
問6	介護福祉士国家試験受験のための対策講座や模擬試験について	9

3 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（主催）について

問1	出前研修の取り扱いについて	9
----	---------------	---

4 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（派遣）（資格）について

問1	補助対象となる研修について	10
問2	オンライン講座の受講について	10

問3	オンデマンド型の研修受講について	10
問4	資料のみが送られる研修の受講について	10
問5	出席証明書について	11
問6	出席証明書が取得できない場合について	11
問7	新型コロナウイルス感染拡大による受講のキャンセルについて	11
問8	派遣研修の延期について	11
問9	法人等所有の車の燃料代について	12
問10	昼食代が受講料に含まれている場合について	12
問11	旅費の補助対象範囲について	12
問12	前泊の宿泊費について	12

5 各種研修に係る代替要員の確保対策事業について

問1	補助対象となる代替要員について	13
----	-----------------	----

1 全事業共通

(問1) オンライン上での研修会主催の場合は補助対象となるか？

(答1) 双方向型の研修であれば補助対象となります。双方向型とは主催者と出席者間で質問と回答ができるなどコミュニケーションが取れ、主催者が出席者を把握できることを指します。

(問2) オンライン上での研修会主催のために購入したパソコンやタブレット、通信機器、ビデオカメラ、スクリーン、プロジェクター、照明機材等は補助対象となるか？

(答2) 補助対象とはなりません。ただし、研修会当日に機器をレンタルした場合の賃借料は補助対象となります。

(問3) 研修会の開催を予定していたが、緊急事態宣言発令等の事情により開催を中止し、参加者には資料の送付等のみを行った場合、それまでにかかった費用は補助対象となるか？

(答3) 新型コロナウイルス感染症等による影響で発生したキャンセル料や資料の郵送費は補助対象となります。

(問4) 研修会等を主催するにあたって購入した新型コロナウイルス感染症対策の物品(マスク、消毒液、検温器の購入など)は、補助対象となるか？

(答4) 研修会等を主催するにあたって必要となる最低限の物品の購入のみ補助対象となります。研修会等で直接関係のない施設の消耗品(トイレトペーパーや掃除用具等)は補助対象になりません。

(問5) 旅費を補助対象として申請する場合、「go to キャンペーン」との併用は可能か？

(答5) 他の補助事業との併用はできません。

(問6) 補助金の申請は法人単位か？施設単位か？

(答6) 法人単位での申請となります。施設ごとの申請はできませんので、各施設にて補助対象となる事業がある場合は、法人で取りまとめて申請することになり、一事業につき一申請までとなります。

(問7) 1つの法人が同一内容の研修会等を年度内に2回以上開催した場合、どのように申請するか？

(答7) 研修会の主催について、同じ内容の研修会は原則として年に1回までを補助対象としますが、複数回実施した場合でも1事業とみなして補助上限額の範囲内で認めることとします。

(問8) 介護に関するイベントの開催や研修会等の主催で使用するパソコンや車いす等の物品の購入は補助対象となるか？

(答8) 補助対象経費は直接研修会の開催に関わるのもののみとしています。
研修会等実施時にのみ使用するパソコンや車いすなどの機器は、購入ではなくリース等により調達したものについてのみ補助対象経費とします。ただし、補助対象となる経費は事業年度内のもののみとなります。

(問9) 委託料を補助対象経費として計上することは可能か？

(答9) 委託料を補助対象経費として計上する場合は、見積書や請求書、領収書、契約書を提出してください。また、経費の内訳（講師謝金、講師旅費、会場費等）を記載し、経費が何に使用されているか分かるようにしてください。

(問10) 事業に必要な物品を外部から購入せず、内部で融通させて調達した場合、その物品も補助対象となるか？

(答10) 内部で融通して調達した物品は補助対象となりません。外部から調達した物品で、見積書、納品書等により経費が明らかである費用が補助対象となります。

(問11) 事業を行うにあたって、同一法人内の職員に作業を手伝ってもらったため、その職員に対して謝金や旅費、委託料を支払った場合、補助対象となるか？

(答11) 同一法人内の職員に対して支払った謝金や旅費、委託料は、補助対象となりません。なお、同一法人の場合に限らず、複数の法人から構成されている協議会や団体が補助金の申請をしている場合は、その構成法人に所属する職員に対する支払いであっても補助対象となりません。ただし、例外として、初任者研修の主催に必要な経費の場合のみ、同一法人内の職員に対して支払った謝金や旅費が補助対象となります。

(問12) 研修・講演を依頼した講師に対して昼食を手配した場合、補助対象となるか？

(答12) 講師への昼食は補助対象となりません。食糧費として補助対象経費と認められているものは、講師への茶菓子代及び「地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業」の参加者に対する茶菓子代のみとなります。

(問13) 研修会を主催する場合、研修会を担当する職員の人件費や事務所の光熱水費、研修会参加者のための駐車場代金などは補助対象となるのか。

(答13) 質問のような間接的な経費は補助対象とはなりません。補助対象になる経費は、直接研修会の開催に関わるもののみとしています。

(問14) 補助申請前に完了、または実施中の事業は補助対象となるか？

(答14) 申請時点で完了または実施中の事業であっても本事業の要綱・要領に合致するものであれば補助対象となります。

ただし、事業の着手（見積書の取得や経費の支払い等）から完了（経費の支払い等を含む）までが事業年度内のものに限り、なお、本事業の要綱・要領に合致しない内容の事業については、補助対象として認められませんのでご注意ください。

(問15) 受講料を職員が立て替えて支払っている場合は、補助対象となるか？

(答15) 当補助制度では法人が負担した経費のみが補助対象となります。そのため、受講料を職員が立て替えて支払っている場合は、法人が研修に参加することを決定し、かつ経費を負担したことがわかる受領書等の根拠資料が別途必要になります。

(問16) 職員を研修へ派遣する際の申請について、直接雇用ではない派遣社員や出向職員も補助対象になるか？

(答16) 直接雇用ではない派遣社員や出向職員は補助対象になりません。もし申請する場合は、派遣会社が申請者となり、派遣会社が医療・介護団体、及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」第二条第3項、第4項に定める施設等を運営する法人に該当しない場合は、本補助事業の申請をすることができません。ただし、出向職員において、転籍出向ではなく在籍出向の場合、出向先が給与や経費を負担していることが確認できる雇用契約書等の内容によっては、補助対象になり得る場合もあります。

(問17) 一法人につき複数事業の申請は可能か？また上限額はあるか？

(答17) 一つの法人が複数の事業を申請することは可能です。一法人当たりの上限額の定めはありませんが、事業毎に基準額が定められています。

(問18) 消費税及び地方消費税は補助対象となるか？

(答18) 消費税及び地方消費税は補助対象になりません。

2 介護未経験者に対する研修支援事業について

(問1) 介護職員初任者研修を主催する際、受講者から受講料を徴取する場合も補助申請は可能か？

(答1) 受講料を徴取する研修会であっても補助申請は可能です。受講料を徴取する場合は、受講料を「寄付金その他の収入金」として計上してください。ただし、受講料で支出する経費と補助金で支出する経費との重複は認められません。例えば、受講料にテキスト代や保険料が含まれる場合、テキスト代や保険料の経費は補助対象とはなりません。

(問2) 介護職員初任者研修を受講する場合、受講料について本補助事業の申請をすることは可能か？

(答2) 介護職員初任者研修は主催者に対する補助事業です。受講者は本補助事業の申請をすることはできません。

(問3) 介護職員初任者研修を主催する際、福島県から介護職員初任者研修事業者の指定を受ける必要があるが、福島県知事の承認を受ける前の経費も補助対象となるか？

(答3) 福島県知事の承認を受ける前の経費は補助対象となりません。

(問4) 実務者研修へ職員を派遣する際、介護事業所以外の指定障がい福祉サービス事業所や救護施設等の職員も補助対象となるか？

(答4) 原則、介護事業所の職員のみが補助対象となりますが、指定障がい福祉サービス事業所や救護施設等の職員が介護業務に従事する職員であり、かつ今後法人内の介護事業所へ異動がある場合は、補助対象とします。

(問5) 実務者研修へ職員を派遣する際、職員は介護未経験者でなければならないか？

(答5) 介護業務に従事する職員であれば、未経験者でなくとも補助対象となります。

(問6) 介護福祉士国家試験受験のための学習に必要な経費の申請について、対策講座や模擬試験の受講料は補助対象となるか？

(答6) 介護福祉士国家試験受験のための学習に必要な経費の補助対象経費は、需用費に該当する教材費やテキスト代のみとなります。そのため、対策講座や模擬試験の受講料は補助対象になりません。

3 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（主催）について

(問1) 出前研修のような施設に講師を派遣して行う研修の場合で、受講者数×受講料として経費を算定している場合は、派遣研修とはならないのか？

(答1) 出前研修のような施設に講師を派遣する研修は、主催として申請することになります。その際は、受講者一人当たりの受講料ではなく、必要経費の内訳（謝金や旅費等）を記入し申請してください。

4 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（派遣）、（資格）について

（問1）多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（派遣）は、どのような研修が補助対象となるか？

（答1）多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業（派遣）は、中堅職員に対するチームケアリーダーとして必要なマネジメント能力等の向上や専門的な技術や多職種協働のために必要となる知識の習得、介護職員のキャリアアップに係る助言や支援を行う職員を育成するための研修へ派遣することを主旨としています。そのため、例えば会計事務研修や一般的な施設運営のための研修など、介護に直接従事する職員を対象としていない研修は補助対象とはなりません。

（問2）オンライン講座で受講した研修会の費用は補助対象となるか？

（答2）双方向型の研修であり、かつ主催者が発行する出席証明書等の提出があれば補助対象となります。

（問3）ライブ配信ではない、好きな時間にパソコン上で研修を受講できるようなオンデマンド型の研修は補助対象となるか？

（答3）オンデマンド型の場合でも、双方向型であり主催者が受講の証明を行える場合は補助対象となります。双方向型とは、主催者と出席者間で質問と回答ができるなどコミュニケーションが取れ、主催者が出席者を把握できることを指すものです。そのため、主催者が出席者の閲覧履歴を確認することができ、メール等で質問のやり取りができる場合は補助対象となります。

（問4）主催者から資料のみが送られてくる研修の受講は補助対象となるか？

（答4）資料が送られてくるだけの研修受講は補助対象になりません。ただし、本来、出席して受講を予定していた研修が、緊急事態宣言発令等の事情により中止となった場合のキャンセル料や研修会の代わりに資料送付のみとなった場合の資料代は、補助対象となります。

(問5) 主催者が発行する出席証明書とはどのようなものか？

(答5) 出席証明書とは、受講者名、オンライン講座の受講日時、講座名、主催者法人名・代表者職・氏名・住所が記載されており、かつ主催者法人印等がある資料のことです。参加申込書や受講費用の支払いの資料だけでは、補助対象経費として認められませんのでご注意ください。

(問6) ライブ配信ではない、好きな時間にパソコン上で研修を受講できるようなオンデマンド型の研修で主催者が受講の証明を行えない場合、施設長や管理者が証明することにより補助対象とできないか？

(答6) オンデマンドの研修を職場で勤務時間内に実施し、施設長や管理者が受講したことを証明できる場合は補助対象とします。その際は(問5)の出席証明書に準じた証明書を提出してください。

(問7) 研修派遣の申し込みをしたが、その後、開催地域での新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、事業所判断でキャンセルをした。直前でのキャンセルのため受講料が返金されなかった場合、受講料は補助対象となるか？

(答7) 事業所判断によるキャンセルの場合は補助対象とはなりません。キャンセルによる経費が補助対象となるのは、緊急事態宣言発令や台風等自然災害の発生により主催者側の判断で研修が中止となった場合のみになります。

(問8) 昨年度、補助金の申請をしていた派遣研修の一部が実施されず、今年度に実施されることになった。この場合、どのように対応すればよいか？

(答8) 昨年度実施しなかった研修の受講料は、通常、返金されるものと考えます。昨年度、受講料に対して補助金が交付されていた場合は、県への補助金返還が生じます。また、昨年実施しなかった研修について、今年度改めて開催の通知を受け、それに係る受講料及び旅費が発生する場合は、今年度の補助対象となります。

(問9) 研修への派遣に法人等所有の車を使用する場合、その燃料代や高速料金、駐車場代は補助対象となるか？

(答9) 法人等所有の車を使用した場合の燃料代や高速料金、駐車場代は、旅費ではないため補助対象外となります。

(問10) 研修受講の昼食代は補助対象となるか？

(答10) 昼食代は補助対象外となります。受講料に昼食代が含まれている場合、研修会の主催者に昼食代金を確認し、その額を補助対象経費から減額してください。

なお、主催者に確認しても明細が分からない場合は、1,300円を昼食代とみなし、その額だけ補助対象経費から減額することとしてください。

(問11) 補助対象経費の旅費とは、どの範囲まで対象となるか？

(答11) 旅費は、法人が負担した経費や法人が旅費規程に基づき、職員に支払った経費が補助対象となります。具体的には職員が私有車を使用した場合の燃料代、高速料金、駐車場代や日当、2日以上連続で開催される研修の宿泊費等です。

なお、宿泊費については、法人の旅費規定に基づく支出額であっても、宿泊の実費がその額を下回る場合、宿泊の実費までが補助対象となります。また、高速料金や駐車場代は、その利用がわかるレシート等資料の提出が無ければ補助対象とはなりません。

(問12) 研修へ職員を派遣する際、研修の開催場所が遠方のため前泊する場合、前泊の宿泊費は補助対象となるか？

(答12) 研修を受講する際の前泊の宿泊費は、補助対象になりません。

5 各種研修に係る代替要員の確保対策事業について

(問1) フルタイムの既存職員が代替要員となる場合、補助対象となるか？

(答1) 代替要員を新たに雇用する場合と、既存の非正規職員(パートタイム)の職員が研修へ参加する職員に代わって勤務する場合のみ補助対象となります。そのため、フルタイムで勤務している職員(正規・非正規問わず)は補助対象とはなりません。